別 紅 2

令第五十七号)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照表 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令(平成十四年五月二十二日総務省

五~七(略)	使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。) 別当てられる番号をいう。) 及び当該IPアドレスと組み合わされたり当てられる番号をいう。) 及び当該IPアドレスと組み合わされた別 侵害情報に係るIPアドレス (インターネットに接続された個々の電	一~三(略)	であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に	改正案
五~七 (同上)	られる番号をいう。) に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。) を識別するために割り当てに規定する電気通信設備をいう。以下同じ。) を識別するために割り当てに規定する電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号四 侵害情報に係るIPアドレス(インターネットに接続された個々の電気	一~三 (同上)	(恒斗)	現 行

附則

この省令は、公布の日から施行する。